

京都市告示第757号

告示の一部を次のように改めます。

令和8年3月27日

京都市長 松井 孝治

- 1 平成30年9月28日京都市告示第313号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市上京区五辻通智恵光院西入五辻町 83番地の1	重要京町家の解体により所在地を削除

- 2 令和3年3月31日京都市告示第668号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市上京区千本通二条下る東入主税町 1020番地	重要京町家の解体により所在地を削除

- 3 令和3年3月31日京都市告示第668号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市下京区中堂寺庄ノ内町45番地の 7	重要京町家の解体により所在地を削除

- 4 令和5年3月24日京都市告示第717号（京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市中京区木屋町通二条下る上樵木町 497番地の1及び498番地の1	重要京町家の解体により所在地を削除

5 令和5年10月20日京都市告示第389号（京都市京町家の保全及び継承に関する
条例に基づく重要京町家の指定）

変更前	変更後
京都市下京区若宮通五条上る布屋町87番地	重要京町家の解体により所在地を削除

（都市計画局まち再生・創造推進室）